

那覇市の共催・後援申請の手引き



発行

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市 総務部 秘書広報課 秘書グループ

TEL：098-861-5173

FAX：098-869-8190

Mail：S-S-HISY0001@city.naha.lg.jp

はじめに

那覇市では、「協働によるまちづくり」を推進するため、本市以外のものが行う事業への共催又は後援(以下「共催等」という。)について、規定の承認基準を満たすと認められるものに、共催等名義の使用を承認しています。

★「協働によるまちづくり」の推進に寄与するとはどのようなこと？

「協働によるまちづくり」の推進に寄与するとは、市民の健康づくりに寄与するものや文化振興に寄与するものなど、[那覇市の総合計画](#)に基づくものとしています。

1. 「共催」と「後援」の違い

(1) 共催

主催者が企画した事業の実施に当たり、那覇市が企画若しくは運営に参加し、又は共同主催者として費用の一部を負担することをいいます。

(2) 後援

主催者が企画した事業の趣旨に賛同し、那覇市の名義の使用を認めることをいいます。
申請の行事の広告及び行事実施に伴う損害等に対し、那覇市は一切の責任を負いません。

2. 申請手続き

那覇市の共催等を希望するときは、所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出する必要があります。

なお、那覇市教育委員会の共催・後援を希望の場合は、教育委員会へ申請が必要となりますので、ご注意ください。

(1) 申請時期

事業実施日の1か月前までに、事業の内容に関係のある担当課へご提出ください。共催等の決定までに2週間程度かかります。例えば、公共施設を使用するために共催等承認書写しを施設所管課への提出が必要な場合は、提出先の締め切り日も考慮してお早めにご提出をお願いします。

※事業内容に関係のある担当課がご不明な場合は「主な申請先窓口一覧表」を参考にしてください。

(2) 提出書類

「那覇市共催・後援承認申請書（第1号様式）」に必要事項を記載し、事業の調査等に必要な書類を申請書に添付しご提出ください。

事業の調査等に必要な書類の例は以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業実施に関する書類
例：事業実施要項、大会要項(2) 予算書（参加料、入場料等がある場合）
例：収支予算書(3) 安全配慮等の措置に関する書類(4) 主催者等の定款、会則、役員名簿(5) その他必要な書類
例：前回開催したときのチラシ等 |
|---|

※申請先の担当課によって必要な書類が異なる場合があるので、提出前に担当課へ確認されることをお勧めします。

(3) 申請から決定まで

申請書一式を郵送、または窓口へご提出ください。申請書を受け付けてから約2週間以内に書面をもって結果をお知らせいたします。

※申請内容によっては、結果をお知らせするまでにお時間がかかる場合があります。ご了承ください。

(4) 事業内容に変更が生じた場合

日程の変更やその他の内容に変更が生じた場合は、事業内容変更後の「那覇市共催・後援承認申請書（第1号様式）」のご提出をお願いいたします。また、事業が中止になった場合は、書面（様式は問いません）にその旨を記入し、ご提出をお願いいたします。

(5) 事業が終了したときの手続き

申請先の担当課より実施報告書の提出を求められている場合は、「那覇市共催・後援事業実施報告書（第5号様式）」と必要書類をご提出ください。